

食料科学委員会・農学委員会分科会の設置について

分科会等名：食の安全分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○食料科学委員会 農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	食の安全は、食料の安定供給（食の安全保障）、食品の安全性確保、食の防衛（アグロテロ、バイオテロ対応）などを含む幅広い概念である。近年、世界的に食に関連する安全問題や危機管理に関し、科学を基礎として政策決定への橋渡しを行う能力をもったレギュラトリーサイエンスの専門家をどのように育成し、社会に送り出すか、社会での受け入れ組織をどのように確立するかが問われている。 世界的な食料危機に発展しかねない家畜感染症や大規模化する食中毒、食品汚染だけでなく、食生活と関連した健康問題、食品の不正取扱い、情報偽装、食品テロ等に関しては、科学的情報の適切な伝達方法（リスクコミュニケーション）に関する科学や、食の防衛体制に関する科学が必要とされている。
4	審議事項	1. 食品科学、食品衛生、家畜衛生、公衆衛生などの自然科学分野、社会システムに関連する農業経済、社会心理、法学などの社会科学分野と連携して、食の安全に関する科学と社会、科学と行政の有効な連携が取れる方策 2. 食の安全問題に関する政策への提言に係る審議に関すること
5	設置期間	令和2年10月3日～令和3年3月31日 (上記期限を令和5年9月30日まで延長)
6	備考	※事実上継続